

別紙

その他の特記事項

1 本記載事項について

本記載事項は、自動車税等申告納付受付等業務（以下、「本業務」という。）において、仕様書及び委託業務の内容を補完するための事項を記載したものである。

2 特記事項

- (1) 受注者は、本業務が公の窓口業務であることを常に自覚し、申告者に対し、常に親切かつ丁寧で、公平・公正に業務を遂行するため、業務責任者は業務従事者へ必要な指導・教育を行うこと。
- (2) 発注者は、上記業務の遂行について疑義があるときは、統括責任者に連絡の上、協議を行うこと。協議の結果、統括責任者は必要な指導を業務責任者へ行うこととする。
- (3) 発注者は、受注者に委託業務履行上必要な設備機械等（以下「施設等」という。）を無償で使用させるものとする。受注者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- (4) 受注者は、本業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、本業務の最終検査確認の日から5年間保存するものとする。